

武蔵五日市駅前拠点施設 施設名称募集要領

1 目的

あきる野市では、令和6年度に武蔵五日市駅前拠点施設（以下「拠点施設」という。）を整備し、令和7年7月に開設する予定である。この施設が、市民や観光客、事業者などの利用者の皆さんにとって、気軽に立ち寄れ、交流し、学べる場、くつろげる場となり、愛され利用される施設となるよう、広く施設名称を募集する。

2 拠点施設の整備における基本方針

- (1) 情報等の発信を行う施設
- (2) 様々な人が集い、学び、憩うことができる施設
- (3) 地域の活性化につながる施設
- (4) 行政のまちづくりの考え方を伝えられる施設

3 募集内容

市民等の皆さんに愛されるような名称であり、かつ、あきる野市や拠点施設の魅力を広く効果的に発信できる名称であること。

- ※ 20字以内
- ※ 漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字を使用可能とする。
(ただし、一般的なパソコンで表示することが困難な文字の使用は不可とする。)

4 使 途

拠点施設の名称として使用する。

- ※ 施設名称の決定後、その名称のイメージに合うロゴマークを作成し、併せて使用していくことを想定している。

5 応募資格

どなたでも応募できるものとする。

- ※ 今後の参考とするため、応募用紙には応募理由を記入すること。
- ※ プロ・アマは問わない。
- ※ 年齢は問わない。(ただし、18歳未満の方は親権者の同意が必要である。)
- ※ グループでの応募も可能である。(代表者1名を決めて、その方が応募すること。)

6 募集期間

令和6年9月1日（日）から令和6年9月27日（金）まで（必着）

7 応募方法

Webフォームによる応募（LOGOフォーム）、電子メール、郵送又は持参のいずれかで応募すること。

- ※ 1人で何作品でも応募可能だが、応募1通につき1作品とする。

(1) Webフォーム

所定のWebフォームに必要事項を入力、又は所定の応募用紙データを添付すること。

- ・ Webフォーム (LOGOフォーム) URL

<https://logoform.jp/form/KPgt/688418>

(2) 電子メール・郵送・持参による応募

所定の応募用紙に必要事項を記入して、電子メール、郵送、持参で提出すること。

※ 応募用紙はあきる野市のホームページからダウンロード可能である。

(インターネット環境がない場合は、観光まちづくり推進課の窓口(五日市出張所1階)で応募用紙を入手すること。)

【電子メール】

041001@akiruno-info.tokyo.jp

※ 応募用紙のデータを添付して、上記メールアドレスに送付すること。

※ メールタイトル(件名)に、「拠点施設名称応募」と入力すること。

【郵送先】

〒190-0164 あきる野市五日市411番地

あきる野市 商工観光部 観光まちづくり推進課

※ 封筒に「拠点施設名称在中」と記入すること。

【持参先】

あきる野市役所 五日市出張所(1階) 観光まちづくり推進課の窓口

受付日時: 令和6年9月2日(月)から令和6年9月27日(金)まで

午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝日を除く。)

8 選定方法

庁内で審査し、選定する。

9 結果発表

採用された場合は、直接本人に通知(令和6年10月中旬予定)し、採用作品を広報あきる野、市ホームページ等で公表する。また、採用者については、氏名と居住地(市区町村名まで)を公表することがある。

10 表彰・記念品

拠点施設の開設式典(開催日未定:令和7年7月)において表彰を行う予定である。その際、記念品の贈呈を予定している。

11 その他留意事項

(1) 応募作品は、自作・未発表のものとし、他の著作権や商標、その他第三者の権利を侵害しないものに限る。

応募作品の著作権に係る問題が生じた場合、応募者自らの責任と費用で解決すること。市では一切の責任を負わないものとする。なお、応募作品に関連して、市が損害を負った場合は、損害を賠償していただく場合がある。

- (2) 応募作品に虚偽や違反等があった場合は、採用作品の発表後でも採用を取り消すことがある。
- (3) 応募に係る費用は、応募者の負担とし、応募作品の返却はしない。
- (4) 採用作品の著作権等の一切の権利は、市に帰属する。また、応募者は著作者人格権を行使しないものとする。
- (5) 応募作品は、提出後に修正することはできない。
- (6) 受付通知及び不採用通知は行わない。また、選考過程のお問い合わせには対応しないものとする。
- (7) 応募に係る個人情報、正当な理由なく第三者に開示、提供しない。ただし、採用者については、氏名や居住地（市区町村まで）を公表することがある。
- (8) 未成年の応募者については、受賞した場合に親権者の同意が必要になる。
- (9) 郵便や電子申請システムの事故で作品が届かない場合や、不可抗力の事故及び何らかの障害で作品が開けない等の問題が生じた場合、主催者は一切の責任を負わない。
- (10) 応募作品は既発表作品と同一、酷似している場合、又は第三者の知的財産権の侵害となる場合（応募後に侵害になった場合を含む。）、本募集要領に反している場合は、採用結果発表後であっても採用を取り消すことがある。
- (11) 受賞作品は若干の修正を行う場合がある。
- (12) 本規定に取り決めにない事項については、主催者の判断により決定する。
- (13) 応募の時点で、本募集要領の記載事項に同意したものとする。

12 問い合わせ先

あきる野市 商工観光部 観光まちづくり推進課（あきる野市役所五日市出張所1階）

住 所：〒190-0164 あきる野市五日市411番地

電話番号：042-595-1135

電子メール：041001@akiruno-info.tokyo.jp